

(電子メール施行)
教体第1032号
令和2年4月3日

各市町組合教育長 様

兵庫県教育長

県立学校における春季休業明けの取扱い

県立学校について、国の臨時休業の実施に関するガイドライン（改訂版）等を踏まえ、当面、4月8日（水）から4月19日（日）までの間の取扱いを定め、別添写しのとおり県立学校長あて通知しましたのでお知らせします。